

西脇市観光交流活動創出支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市への誘客につながる多様な観光交流活動を創出し、交流人口の増加及び市内の消費拡大による地域活性化を図るとともに、旅行を通じた市民の交流活動を支援するため、市が交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた旅行業又は旅行業者代理業を営む者をいう。

(2) 団体型旅行 一の旅行において貸切バス1台当たり13歳以上の者（乗務員及び添乗員を除く。）が15人以上（次号に規定する産地体験型旅行は8人以上）参加し、市外を発着地とする一の旅行行程を同時に行動する一般団体旅行をいう。

(3) 産地体験型旅行 団体旅行のうち地場産業等への理解を深めることを目的に、職人、技術者等から指導を受け、作製・加工体験等を市内の事業所、工場等で行うものをいう。

(4) 個人型旅行 旅行業者が企画する旅行商品又は市内の特定観光集客施設等が販売する割引券を購入し、個人又は10人以下の者による行動が主体となる旅行をいう。

(5) コンベンション 市内で開催される集会及び活動で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学者により構成され、学術研究の向上及び発展を目的とする団体が主体となって開催する発表、討論等のために行う集会

イ 各種団体、組織の構成員等が主体となって開催する意見発表、情報交換、親睦交流等のために行う集会

ウ 企業等が主催する研修会、学習会、発表会、式典等の集会

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等の学生、スポーツ、文化等の協会に所属する団体又は企業で組織される団体等が技術向上、調査研究、親睦交流等を目的に実施するスポーツ、文化、学習活動等の活動

オ 同一の保育園、幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の卒業生又は同一の企業の退職者で構成される団体若しくはグループが行う親睦会

カ 市外に勤務又は居住する者が、休暇を取りながら日常の職場と異なる場所で就業するワーケーション

- (6) 市民交流旅行 一の旅行において市内に住所を有する6歳以上の者（乗務員及び添乗員を除く。）が8人以上参加し、市内を発着地とする一の旅行行程を同時に行動する一般団体旅行をいう。
- (7) 近隣短距離旅行 西脇市観光物産協会が実施し、又は市内の旅行業者若しくは別表に定める宿泊施設と共同で企画のうえ実施する一の旅行において市内又は北播磨県民局管内に住所を有する6歳以上の者（乗務員及び添乗員を除く。）が8人以上参加し、市内を発着地に北播磨県民局管内又は同管内の隣接市町を目的地とする一の旅行行程を同時に行動する一般団体旅行をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業の種類及び対象事業の要件は、次のとおりとする。

- (1) 団体型旅行事業 団体型旅行（市内でコンベンションを実施するものを除く。）で、次の全ての要件を満たすものとする。
 - ア 別表に定める市内の飲食施設又は宿泊施設において全ての旅行参加者が支出を伴う利用をし、かつ、同表に定める観光集客施設を2箇所以上（1箇所以上は市内の入場料等支出を伴う有料施設とする。）訪問すること。
 - イ 市内で訪問する別表に定める飲食施設、宿泊施設及び観光集客施設の利用料の合計額（以下「市内消費合計額」という。）が旅行者1人当たり3,000円以上であること。
- (2) 個人型旅行事業 個人型旅行で、別表に定める市内の宿泊施設及び特定観光集客施設において全ての旅行参加者が支出を伴う利用をすること。
- (3) コンベンション事業 コンベンションで、市内又は加西市、加東市若しくは多可町の公共施設又は民間施設を利用し、別表に定める市内の宿泊施設において15人以上が宿泊し、かつ、延べ宿泊人員が30人以上であること。ただし、前条第5号カに該当する場合は、別表に定める市内の宿泊施設において1人以上が連続して5日以上宿泊すること。
- (4) 市民交流旅行事業 市民交流旅行で、市内の旅行業者を通じて貸切バス等の移動手段を手配し、市外の施設等を訪問すること。
- (5) 近隣短距離旅行事業 近隣短距離旅行で、別表に定める市内の飲食施設を利用すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が実施する事業（国又は地方公共団体が金銭を拠出するものを含む。）
- (2) 市及び市の外郭団体から他に補助金等を受ける事業
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業

- (4) 次条に規定する補助対象者及び事業の参加者が、次のいずれかに該当する事業
- ア 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者である事業
 - イ 関係業界団体等が定める感染防止対策を実施していない施設を利用する事業
 - ウ 別表に定める施設が実施する感染防止対策に協力しない事業
- (5) 前項第1号、第2号、第4号及び第5号にあっては、次のいずれかに該当する事業
- ア 営利を目的として催される行事等に参加する事業
 - イ 公式大会、複数の団体が参加する行事等への参加を目的とする事業
- (6) 前項第3号にあっては、次のいずれかに該当する事業
- ア 公式大会及びイベントへの参加を直接の目的とする事業
 - イ 営利を目的とする事業
 - ウ 販売会及びプロスポーツのイベント、コンサート、演劇等の不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業
（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 団体型旅行事業 旅行者又は団体の代表者
- (2) 個人型旅行事業 旅行者又は割引券を販売する市内の特定観光集客施設等
- (3) コンベンション事業 宿泊施設、主催者又はワーケーションを行う者
- (4) 市民交流旅行事業 旅行者又は団体の代表者
- (5) 近隣短距離旅行事業 旅行者、宿泊施設又は主催者
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 団体型旅行事業 市内消費合計額の2分の1以内の額（産地体験型旅行は3分の2以内の額）に旅行参加者1人につき1,000円を加算した額。ただし、貸切バス1台につき8万円を限度とし、次に掲げる区分に応じ、8万円にそれぞれ次に定める額を加算した額を限度とする。
 - ア 募集企画型旅行 2万円

イ 別表に定める市内の宿泊施設に飲食を伴う宿泊をする旅行
4万円

ウ 産地体験型旅行 6万円

(2) 個人型旅行事業 市内で訪問する別表に定める宿泊施設及び特定観光集客施設の利用料並びに市内の旅行業者等に支払う旅行代金の2分の1以内の額。ただし、旅行参加者1人につき1泊1万円を限度とする。

(3) コンベンション事業 コンベンションの開催に係る市内の公共施設又は民間施設の利用料の合計額の2分の1以内の額に、市内で訪問する別表に定める宿泊施設の宿泊者1人につき3,000円を加算した額。ただし、一の宿泊施設、主催者又はワーケーションを行う者につき20万円を限度とする。

(4) 市民交流旅行事業 市内の旅行業者に支払う旅行代金（旅行業務取扱料金を含み、追加飲食等で支出する個人的性質の費用を除く。以下同じ。）の2分の1以内の額。ただし、旅行参加者1人につき3,000円（宿泊施設で宿泊する旅行は5,000円）、一の旅行につき6万円（宿泊施設で宿泊する旅行は12万円）を限度とする。

(5) 近隣短距離旅行事業 市内の旅行業者等に支払う旅行代金の4分の3以下の額及び事業の周知等を目的として西脇市観光物産協会が実施する広告宣伝に係る経費の全額。ただし、旅行参加者1人につき7,500円（貸切バスの利用を伴わない場合は5,000円）、一の旅行につき20万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国、県等他に補助金等の制度を併用する場合の補助金の額は、同項の規定による補助金の額と併用する補助金等の額の合計額とし、一の補助事業につき補助対象経費の4分の3の額を限度とする。

4 補助金の交付回数の限度は、次のとおりとする。

(1) 団体型旅行事業 一の旅行営業所につき1年度貸切バス10台分

(2) 個人型旅行事業 1人につき1年度1回、連続2泊まで

(3) コンベンション事業 一の宿泊施設、主催者又はワーケーションを行う者につき1年度1回

(4) 市民交流旅行事業 一の団体につき1年度1回

（補助金の交付申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、西脇市観光交流活動創出支援事業申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない

らない。

- (1) 団体型旅行事業 旅行行程表、旅行商品募集パンフレット等（募集企画型旅行に限る。）、旅行代金を証する書類その他市長が必要と認める書類
- (2) 個人型旅行事業 商品企画書、販売計画書その他市長が必要と認める書類
- (3) コンベンション事業 開催要領等企画事業の内容を記した書類その他市長が必要と認める書類
- (4) 市民交流旅行事業 旅行行程表、旅行代金を証する書類その他市長が必要と認める書類
- (5) 近隣短距離旅行事業 商品企画書、販売計画書、旅行行程表その他市長が必要と認める書類

2 市長は、予算の範囲内において、前項の規定による申込みの受付を行うものとし、予算の限度額に達したときは、受付を終了する。（補助金の交付手続等）

第7条 前条の申込みを受け付けされた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに補助金の交付申請手続を行うものとする。

2 補助金の交付手続その他の必要な事項は、西脇市補助金等交付規則（平成17年西脇市規則第45号。以下「規則」という。）によるものとする。

（社会情勢の変化等に伴う補助事業の中止等）

第8条 市長は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会情勢の変化等により必要があると認めるときは、補助事業の実施期間を制限し、中止を求めるものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告書に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体型旅行事業 旅行参加人数、旅行代金及び貸切バス借上を証する書類、市内で利用した施設に係る領収証書の写し、補助事業者及び旅行参加者に対するアンケート回答票その他市長が必要と認める書類
- (2) 個人型旅行事業 販売人数を証する書類、旅行参加者に対するアンケート回答票（利用した施設から提出する場合を除く。）その他市長が必要と認める書類
- (3) コンベンション事業 事業実績内訳書（コンベンション事業）（様式第2号）、市内で利用した施設に係る領収証書の写し、補助事業者に対するアンケート回答票その他市長が必要と認める書類

- (4) 市民交流旅行事業及び近隣短距離型旅行 旅行参加人数及び旅行代金を証する書類、旅行で利用した施設等に係る領収証書の写し、旅行参加者の名簿（住所、氏名及び年齢を記載したもの）、旅行参加者に対するアンケート回答票その他市長が必要と認める書類

（帳簿等の保存期間）

第10条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を、当該補助事業の完了の日から起算して、5年を経過した日の属する市の会計年度末日まで保存しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は帳簿及び書類の検査を行うことができる。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした補助金については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

施設の区分	施設の定義
飲食施設	西脇市観光物産協会の会員が所有又は管理する施設及び特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館の登録サテライトのうち食事を提供する施設

宿泊施設	西脇市観光物産協会の会員が所有又は管理する施設及び特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館の登録サテライトのうち宿泊を提供する施設（西脇市立青年の家を除く。）
観光集客施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 西脇市観光物産協会の会員が所有又は管理する施設、特定非営利活動法人北はりま田園空間博物館の登録サテライト 2 加西市、加東市及び多可町に所在する観光を目的に訪問する施設
特定観光集客施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 西脇市内のゴルフ場 2 西脇市内の農業収穫体験施設 3 西脇市内の黒田庄和牛等の地域食材を提供する飲食施設

様式第 1 号（第 6 条関係）

西脇市観光交流活動創出支援事業申込書

年 月 日

西脇市長

様

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

（代表者名）

（担当者名）

電話番号

西脇市観光交流活動創出支援事業補助金の交付を受けたいので、西脇市観光交流活動創出支援事業補助金交付規程第 6 条の規定により、下記のとおり申込みます。

なお、暴力団の活動又は暴力団の利益につながる利用には供しません。

記

事業の種類	<input type="checkbox"/> 団体型旅行事業 （ <input type="checkbox"/> 日帰り・ <input type="checkbox"/> 宿泊・ <input type="checkbox"/> 募集型企画旅行・ <input type="checkbox"/> 産地体験型旅行） <input type="checkbox"/> 個人型旅行事業（ <input type="checkbox"/> ゴルフ・ <input type="checkbox"/> 収穫・ <input type="checkbox"/> 地域食材） <input type="checkbox"/> コンベンション事業（ <input type="checkbox"/> 泊） <input type="checkbox"/> 市民交流旅行事業（ <input type="checkbox"/> 日帰り・ <input type="checkbox"/> 宿泊） <input type="checkbox"/> 近隣短距離旅行事業
申請予定額	円
内 訳	・参加予定者 人 ・貸切バス台数 台
利用施設	・飲食、宿泊施設（ ） ・有料利用施設（ ） ・その他利用施設（ ）
実施予定日	年 月 日から 年 月 日
事業の名称	
事業の概要	

（注）この申請書は、実施予定日の 2 週間前までに提出してください。

※添付書類

【団体型旅行事業】旅行行程表、旅行商品募集パンフレット等、旅行代金を証する書類等（見積書等）

【個人型旅行事業】商品企画書、販売計画書

【コンベンション事業】企画事業の内容を記した書類（開催要領等）

【市民交流旅行事業】旅行行程表、旅行代金を証する書類（見積書等）

様式第2号（第8条関係）

事業実績内訳書
（コンベンション事業）

コンベンションの 名 称	
主催者団体等の名称	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
コンベンションの 開催施設の名称	
宿泊施設の名称	
コンベンションの 参 加 人 数	人
宿 泊 人 数	人
延 べ 宿 泊 人 数	人 × 泊 = 延べ 人泊
実 績 額 の 内 訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設 延べ宿泊人数 人泊 × 1,000 円 = 円 (A) ・ コンベンション開催施設（市内有料施設のみ対象） 利用料金 円 × 1 / 2 = 円 (B) (A) + (B) = 円 ※20万円が上限
事 業 の 実 績 報 告	

※添付書類

- (1) 実績額の内訳を証する領収書及び請求明細書の写し
- (2) コンベンションの開催に係る写真、その他報告書等